

レピータ局及びアシスト局管理団体の組織、運営等に関する規約

(目的)

第1条 この規約は、「連盟が開設するレピータ局及びアシスト局並びにリモコン局に関する規程」(以下、規程という。)第2条第2項及び第4条第3項の規定に基づき、レピータ局及びアシスト局を管理する団体(以下、団体という。)の組織、規約及び運営の要件並びに管理等の方法について定めることを目的とする。

(組織)

第2条 団体は、一般のアマチュア局の利用に供するため連盟を免許人とするレピータ局及びアシスト局を管理することを目的として設立されたものでなければならない。

2 団体局を管理する団体は、その局の無線設備を調達し、かつ、局を設置し及び管理するために必要とする費用並びに無線局免許の取得にかかる費用及び免許期間の電波利用料の前納額等をすべて負担することとなるものでなければならない。

3 団体は、次の条件を満たす者(以下、構成員という。)5人以上をもって組織する。

- (1) 連盟の正員であること。
- (2) 代表者は、現に引き続いて2年以上連盟の正員で、かつ、満25歳以上の者であって、当該地方本部長が推薦し会長が承認した者であること。

(団体の規約等)

第3条 団体は、次に関する事項を明示した団体の規約を総会において定め、これに基づいて運営を行うものとする。

- (1) 目的、名称、事業及び組織
- (2) 代表者及び幹事の選出
- (3) 代表者及び構成員の責務
- (4) 総会
- (5) 会計及び会計年度
- (6) 解散

2 前項第1号の名称は、レピータ局及びアシスト局の呼出符号(リモコン局がある場合はその呼出符号を含む。)の次に「局管理団体」の文言を附すものとする。

3 団体の代表者は、会長から第1項の団体の規約の提出を求められた場合は、すみやかに提出しなければならない。

(業務)

第4条 団体は、次の業務を行うものとする。

- (1) レピータ局及びアシスト局の管理

ア 会長が承認した無線設備の設置場所において、定められた電波の型式、周波数、空中線電力及び運用時間に従って運用すること。

- イ 無線設備を保守すること。
 - ウ 局の正常な運用を維持するため必要となった場合は、その運用を中断すること。
 - エ 無線業務日誌の記載（無線設備の電源の開閉、通信操作を行った構成員の氏名及び無線従事者の資格等）及び保管すること。
 - オ 電波法施行規則第 38 条の書類を管理すること。
 - カ その他会長から要請された事項
- (2) リモコン局の管理
- ア 前号イ及びエからカまでの事項
 - イ 無線設備の常置場所以外の地において運用した場合は、当該局の無線業務日誌に移動場所等を記載すること。

(報 告)

- 第 5 条 団体の代表者は、当該団体の管理する局において電波法第 80 条第 1 号及び第 2 号の事実があった場合は、そのつどすみやかに会長に報告しなければならない。
- 2 団体の代表者は、毎年 4 月から翌年 3 月までの期間中における次の事項を簡明に記載した報告書を会長に提出するものとする。
- (1) 構成員（代表者を除く。）の変更
 - (2) 第 4 条第 1 号ウの原因及び日時
 - (3) レピータ局及びアシスト局の無線設備の故障の事実及びこれに対する措置の概要
 - (4) その他参考となる事項

(費 用)

- 第 6 条 直轄局を管理する団体の費用（局の管理、運用にかかる機器の保守整備費、光熱費、賃借料及び消耗品費並びに無線局免許にかかる手数料、電波利用料等をいう。以下同じ。）は、連盟が支出する費用をもってあてるものとする。
- 2 団体局を管理する団体の費用（無線設備の調達費、設置工事費を含む。）は、当該団体の構成員の会費及び寄付金をもってあてるものとする。
- 3 レピータ局及びアシスト局を管理する団体の費用は、前各項によるほか、いかなる理由があっても、当該団体の構成員以外の者から負担金を徴収するなどしてこれにあてることはできないものとする。

(改 廃)

- 第 7 条 この規約の改廃は理事会において行うものとする。

附則 本規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。